

議事要旨(2) 企業会計基準「株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針(案)」について

大橋研究員より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準(案)」および「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針(案)」の文案に基づき、会社法対応専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、標題の会計基準(案)および適用指針(案)は、下記の審議の後、第94回企業会計基準委員会で委員12名全員の賛成により議決された。

前回(第93回)企業会計基準委員会以降の会計基準(案)及び適用指針(案)の主な修正事項と質疑応答の概要は以下のとおりである。

自己新株予約権について、以下の区分により具体的な注記事項を追加した。

- 親会社の自己新株予約権：新株予約権の種類ごとに新株予約権が権利行使されたと仮定した場合の増加株式数、当期末残高
- 親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合：新株予約権の種類ごとに新株予約権が権利行使されたと仮定した場合の増加株式数
- 連結子会社の自己新株予約権：当期末残高

株主資本等変動計算書の様式について、前回の委員会では(1)純資産の各項目を横に並べる様式、(2)純資産の各項目を縦に並べる様式の何れかによることができるとしていたが、(1)を原則とし、(2)の方法も認めることとした旨が事務局より説明された。これは、株主資本等変動計算書に関し、今後、財務諸表等規則においていずれかの様式のひとつのみが採用される可能性があること、および、これまでの審議のなかでは(1)の様式を支持する意見が比較的多いこと等による。

純資産の各項目を横に並べる様式による場合も、「純資産合計」を省略できるものとした。これは、株主資本以外の各項目の当期変動額を純額とした場合、純資産合計の欄に記載される当期変動額の合計は、株主資本合計欄の記載と等しくなるため、改めて記載させる必要は乏しいという前回の委員会での委員の意見を受けての変更である。

この変更に対し、株主資本等変動計算書は財務諸表の1つであること、純資産全体を記載対象としているので、貸借対照表における純資産の部との整合等の観点から純資産合計は必ず記載することが適当との意見があった。これについては、事務局より、原則は純資産合計を記載することとしたうえで、開示に関して実務上の配慮をした旨の説明がなされた。

適用時期について、前回の専門委員会では、中間株主資本等変動計算書の作成時期について、(1)会社法施行日以後終了する中間(連結)会計期間より作成とする案と、(2)会社法施行日以後終了する事業年度の翌中間(連結)会計期間より作成とする案があった。これについて、前者としている旨が説明された。

なお、本会計基準及び本適用指針は、次回の委員会で議決が予定されている「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」及び同適用指針、並びに、新株予約権に関する実務対応報告による会計処理を前提とした記載があることから、第94回委員会での議決を受けて12月9日に仮公表するものの、12月27日に正式公表されることとなる。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。